

第3部 災害応急復旧計画 目次(案)

第1章 震災応急復旧計画

第1節 応急活動体制

第1 災害時の活動体制

1. 警戒体制
2. 緊急初動体制
3. 災害対策基本体制

第2 職員の参集

1. 参集基準
2. 参集場所
3. 参集状況の報告

第3 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置基準
2. 市本部の設置要請
3. 市本部の設置場所
4. 市災害対策本部長
5. 市本部の開設
6. 資機材等の確保
7. 現地災害対策本部の設置
8. 市本部の廃止

第4 各組織の役割

1. 災害対策本部
2. 対策本部各部
3. 特命事項

第2節 警戒体制の配備

1. 警戒体制の配備基準
2. 警戒体制の配備の決定
3. 職員の招集
4. 警戒体制配備の通知
5. 警戒体制における活動
6. 災害体対策基本体制への移行
7. 警戒体制の廃止

第3節 緊急初動体制における業務

第1 発災直後の共通事項

1. 施設利用者や来庁者、職員等の安全確保
2. 被害状況の確認

3. 関連施設（無線配備施設）の被害状況の把握

## 第2 発災当日の各部の中心業務

1. 行政管理部
2. 政策経営部
3. 健康福祉部
4. 子ども家庭部
5. 生活環境部
6. 都市整備部・まちづくり推進本部
7. 教育委員会
8. 議会事務局等（議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）
9. 消防団
10. 特命事項

## 第3 緊急初動業務一覧表

### 第4節 災害対策基本体制時の業務

#### 第1 行政管理部

1. 災害対策本部の設置（防災安全課）
2. 市庁舎の被害状況調査と安全の確保（総務課、建築営繕課）
3. 応急危険度判定の実施（建築営繕課）
4. 職員の参集及び災害対応従事職員の環境整備（職員課）
5. 情報連絡体制の確立（総務課、情報管理課）
6. 応援要請及び派遣職員等の受け入れ（情報管理課、職員課）
7. 被災自治体への応援（防災安全課）
8. 避難準備、避難勧告または指示、警戒区域の指定（防災安全課）
9. 避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達、避難誘導（市民課）
10. 災害予・警報の収集と伝達（防災安全課）
11. その他

#### 第2 政策経営部

1. 被災情報の収集（収納課）
2. 報道機関の対応（市長室）
3. 災害救助法の適用（政策経営課）
4. 激甚災害の指定（各部、政策経営課）
5. 行方不明者の名簿作成に関する事（収納課）
6. その他

#### 第3 健康福祉部

1. 医療救護活動（健康増進課）
2. 災害時要配慮者の支援
3. 巡回ケア・広報・相談窓口の設置（健康福祉部）
4. ボランティアの支援（福祉総務課）
5. 遺体の収容・検案、身元不明遺体の火葬・埋葬（福祉総務課）
6. 被災者の健康管理（健康増進課）

- 7 . 被災地の防疫対策（健康増進課）
- 8 . 災害弔慰金等の支給（福祉総務課）
- 9 . 義援金の受け入れと配分（福祉総務課、会計課）
- 10 . 逸走した動物の保護への協力（健康増進課）
- 第4 子ども家庭部
  - 1 . 保育園、幼稚園の初動対応（児童青少年課）
  - 2 . 応急保育の実施（児童青少年課）
  - 3 . 児童館活動、学童保育の再開（児童青少年課）
  - 4 . 女性の災害相談（子育て支援課）
  - 5 . 避難所運営の支援
- 第5 生活環境部
  - 1 . 救助活動の支援（環境政策課）
  - 2 . 物資の確保・配布（産業振興課）
  - 3 . 発災直後の市庁舎での市民対応（生活コミュニティ課）
  - 4 . し尿の処理（ごみ減量課）
  - 5 . 生活ごみの処理（ごみ減量課）
  - 6 . がれきの処理（ごみ減量課）
  - 7 . 被災地の衛生・防疫対策（環境政策課、ごみ減量課）
  - 8 . ペット対策（環境政策課）
- 第6 都市整備部・まちづくり推進本部
  - 1 . 道路障害物の除去（道路下水道課）
  - 2 . 交通規制（道路下水道課）
  - 3 . 被災宅地の応急危険度判定（都市計画課）
  - 4 . 被災住宅の応急修理（都市計画課）
  - 5 . 応急仮設住宅の確保（都市計画課）
  - 6 . 一時提供住宅の供給（都市計画課）
  - 7 . し尿の受入（道路下水道課）
- 第7 教育委員会
  - 1 . 小・中学校の混乱防止（学校、教育委員会）
  - 2 . 避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）
  - 3 . 避難者の受入（生涯学習課）
  - 4 . 避難所の統合・閉鎖（教育指導支援課）
  - 5 . 帰宅困難者への対応（中央図書館）
  - 6 . 応急給水の実施（給食センター）
  - 7 . 応急教育対策
  - 8 . 外国人災害時支援センターの開設（公民館）
- 第8 議会事務局等
  - 1 . 被災情報及びライフラインの復旧見通しの取りまとめ
  - 2 . その他
- 第9 特命事項

- 1．指定参集職員の業務
- 2．り災証明書の調査・発行（課税課固定資産税係、市民課市民係）
- 3．復興計画に関すること（政策経営課、都市計画課）

#### 第10 消防団

- 1．消火
- 2．救出
- 3．防犯対策

#### 第4節 関係機関の主な業務

- 第1 消防
- 第2 警察
- 第3 ライフライン
- 第4 その他

### 第2章 風水害応急復旧計画

#### 第1節 応急活動体制

- 第1 警戒体制
  - 1．配備基準
  - 2．配備体制
- 第2 災害対策基本体制
  - 1．配備基準
  - 2．配備体制

#### 第2節 応急活動業務

- 第1 行政管理部
  - 1．情報連絡（防災安全課）
  - 2．避難準備、避難勧告または指示（防災安全課）
  - 3．避難準備、避難勧告または指示の伝達と避難者の誘導（市民課）
- 第2 生活環境部、都市整備部・まちづくり推進本部
- 第3 教育委員会
  - 1．避難誘導（生涯学習課）
  - 2．避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）

### 第3章 大規模事故等応急対策

#### 第1節 計画の目的と対象

- 1．目的
- 2．計画の対象

#### 第2節 危機管理体制

#### 第3節 大規模事故等応急活動業務

- 第1 行政管理部
  - 1．情報連絡（防災安全課）
  - 2．避難勧告・指示（防災安全課）

- 3 . 警戒区域の指定（防災安全課）
- 4 . 避難勧告・指示の伝達と避難者の誘導（市民課）
- 第2 教育委員会
  - 1 . 避難誘導（生涯学習課）
  - 2 . 避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）
- 第3 国立市消防団
- 第4 指定参集職員
- 第4 節 火山災害応急活動業務
  - 第1 行政管理部
  - 第2 政策経営部
  - 第3 健康福祉部
  - 第4 生活環境部
    - 1 . 火山灰の収集・運搬（ごみ減量課）
    - 2 . 農地等の降灰除去（産業振興課）
  - 第5 都市警備部・まちづくり推進本部
    - 1 . 道路施設の応急復旧（道路下水道課）
    - 2 . 下水道施設の応急復旧（道路下水道課）
- 第5 節 原子力災害応急活動業務
  - 第1 行政管理部
  - 第2 政策経営部
  - 第3 生活環境部